

令和 8 年度 名古屋市教育委員会 議案第15号

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

担当課長（図書館改革）を 1 名から 2 名に増員します。

2 施行期日

令和 8 年 9 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

（令和 8 年 8 月 21 日提出 総務部総務課）



名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市図書館処務規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「担当課長（図書館改革）」を「担当課長（図書館改革）(2)」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。